

不当要求防止責任者講習

～暴力団等から被害を防止するために～

(公財)長野県暴力追放県民センターでは、長野県公安委員会からの委託を受け、暴力団対策法第14条第2項の規定に基づく「不当要求防止責任者講習」を開催しています。

講習は、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けたときの具体的な対応要領を学んでいただくものです。

受講料は**無料**です。

あなたの職場を暴力団から守るために、不当要求防止責任者講習を受講しましょう。



I 受講手続き

- 1 事業所ごとに実際に対応される方及びその補助者等を不当要求防止責任者として選任してください。
- 2 次ページの記載例を参考に「責任者選任届出書」及び責任者選任届出書裏面の「補助表」を作成し、最寄りの警察署刑事課の暴力団担当者に提出してください。
*届出書等は長野県警察又は当センターのホームページからもダウンロードできます。
- 3 不当要求防止責任者講習の開催日時が決まりましたら、当センターから案内通知をお送りします。

II 講習

1 内容

- 警察官等による暴力団情勢と暴対法及び暴力団排除条例についての講話
- 弁護士・暴力追放相談委員等による具体的な対応要領についての講話
- 反社対応ビデオの視聴

※講習時間は2時間から2時間30分位です。

2 受講修了書等の交付

受講された方には「受講修了書」、また各事業所ごとに「不当要求防止責任者選任済之証」のプレート及び賞状タイプの証をお渡しします。

3 その他

- 事業所で開催する各種研修会に合わせての講習も可能です。概ね20名以上の受講者があって、事業所単位での講習を希望される場合は御相談ください。
- 講習は定期的に(2年～3年ごと)受講することをお勧めします。



講習に関するお問い合わせは

(公財)長野県暴力追放県民センター
TEL 026-235-2140

〒380-0836 長野市大字南長野南県町685番地2 長野県食糧会館5階
ホームページ <http://w2.avis.ne.jp/~boutsui>



HP責任者講習へ